

令和6(2024)年度 事業報告書

設立趣旨・目的

当財団は、我が国の高等教育の水準の維持向上及び私立大学等の経営の安定に寄与することを旨とし、主要な事業である私立大学等に対する安定的な退職資金の交付などを通じ、教職員の待遇の安定が図られ、高い資質・能力を有する教職員の確保に資するとともに、私立大学等の教職員が安んじて教育研究に専念できる環境の確保を目的としている。

概況

令和6(2024)年度においては、維持会員の協力・支援のもと安定した事業活動を進めることができた。社会の変化・変革に対応した事業運営や業務対応などに持続的に取り組み、事業の継続に万全を期すための検討を続けている。

事業活動では、退職資金交付事業の確実な遂行を最優先に整備を進めた。新退職資金申請システム(トーマネージャ)については、令和3(2021)年度から計画し、入札(総合評価落札方式)により決定した委託先と構築を進め、予定通り令和6(2024)年10月28日から本稼働となった。維持会員の利便性を重視し、事務手続の見直しにより事務負担の軽減を実現したシステムとした。社会全体におけるデジタル化が急速に展開されていることを踏まえ、必要に応じて改良点の検討を進めてゆく。

調査事業では、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査研究として毎年度実施している維持会員の退職金制度等の実態に関する調査については、今年度も調査を終え、「令和6(2024)年度退職金等に関する実態調査報告書」として取りまとめ、Webサイトに掲載した。

理事会、評議員会等については、Web会議システムの併用により対面で実施し、役員及び評議員への説明や意見交換を行うとともに、組織運営を滞りなく進めた。

情報公開及び広報活動は、当財団の業務の透明性を確保し、公正で開かれた活動を継続的に推進するため、活動状況、運営状況、財務資料等の内容についてWebサイトなどで公開した。また、維持会員が行う特色ある活動や各界で活躍する有識者や専門家等によるタイムリーな情報や話題を掲載した広報誌「BILANC(ビランク)」の発行、事業、財務及び内部統制の概要を主要記事とした「年次報告書」を発行し、活動状況や財務状況等を公表した。

財政面においては、公益認定時の「21年後に準備資産を退職資金の1年分相当とする方針」を踏まえ、安定的、継続的な退職資金交付事業の遂行のために必要となる資金の確保ができた。決算では、当初の計画通り、退職資金が掛金を6億円上回ったことにより準備資産が減少し、公益認定時の方針に沿った対応がなされている。また、将来の財政均衡を保つための検討を経て、令和7(2025)年度より適用する第13次掛金率を策定した。

資産運用は、「資産の運用に関する基本方針」のもと万全を期して進めた結果、当年度末では、約87%が国債、残りの約13%は地方公共団体金融機構債による保有状況となった。

令和6(2024)年度・事業の概要

I 退職資金交付事業

1. 掛金及び退職資金交付に関わる状況

(1) 維持会員(学校法人)の状況(会員数の増減)

区 分	大学法人	短大法人	高専法人	計
期 首	501	85	1	587
新規加入	1	0	0	1
資格喪失	△1	0	0	△1
合 併 等	△1	0	0	△1
期 末	500	85	1	586

[新規加入法人]

土佐リハ学院(高知健康科学大学)

[資格喪失法人]

ルーテル学院(ルーテル学院大学)

[合併会員]

藤学園(藤女子大学)と天使学園(天使大学)が合併し、藤天使学園となった

(2) 登録教職員の状況

() 内は事業計画

① 期首登録者数	128,514人	
② 新規登録者数	10,484人	
③ 退 職 者 数	10,947人	(10,149人)
④ 期末登録者数	128,051人	
⑤ 登録教職員数(平均)	136,550人	(136,916人)

(3) 掛金の納入状況(第12次掛金率の適用3年目)

() 内は事業計画

① 1人当たり俸給月額	416,170円	(415,986円)
② 掛 金	73,650,285,936円	(76,200,000,000円)
③ 特別納付金	0円	

(4) 退職資金の交付状況

() 内は事業計画

① 1人当たり退職資金交付額	6,776,676円	(7,705,192円)
② 退職資金交付金	74,184,276,030円	(78,200,000,000円)
③ 退職資金特別交付金	62,556,040円	

(5) 第13次掛金率の適用関係

令和7(2025)年度より適用となる第13次掛金率について、退職資金交付業務方法書等の一部改正を決定し、維持会員に通知・情報提供及び説明会を実施した。

2. 関連業務の執行状況

(1) 新退職資金申請システムの開発

令和3(2021)年7月から取り組んできた新退職資金申請システムについて、委託会社である日本電子計算(株)による開発が完了し、予定通り令和6(2024)年10月28日に公開した。公開後は安定的に稼働している。

また、新システムで維持会員の事務手続をほぼオンライン化することに合わせ、退職資金交付業務方法書施行細則等の一部改正を決定し、さらに新たにガイドブックを作成して維持会員に配布するなど、新システムについての通知・情報提供を行った。

(2) 第13次掛金率説明会及び新システム利用説明会の開催

退職資金交付業務の適正かつ効率的な実施を図るため、令和7(2025)年度から適用される第13次掛金率について、説明会を開催した。

また、新退職資金申請システムについて、利用説明会を開催した。

① 第13次掛金率説明会

・ 令和6(2024)年	7月	1日(月)	東京	アルカディア市ヶ谷
・ 令和6(2024)年	7月	3日(水)	東京	アルカディア市ヶ谷
・ 令和6(2024)年	7月	5日(金)	京都	京都ガーデンパレス

② 新システム利用説明会

・ 令和6(2024)年	9月	24日(火)	東京	アルカディア市ヶ谷
・ 令和6(2024)年	9月	25日(水)	東京	アルカディア市ヶ谷
・ 令和6(2024)年	9月	26日(木)	東京	アルカディア市ヶ谷
・ 令和6(2024)年	10月	4日(金)	札幌	札幌ガーデンパレス
・ 令和6(2024)年	10月	10日(木)	名古屋	名古屋ガーデンパレス
・ 令和6(2024)年	10月	11日(金)	京都	京都ガーデンパレス
・ 令和6(2024)年	10月	17日(木)	福岡	福岡ガーデンパレス

(3) 広報誌及び年次報告書の発行

① 広報誌「BILANC(ビランク)」

第34号[令和6(2024)年7月発行] : 2023年度事業報告、決算報告、大野博之理事のインタビュー、特集記事「デジタルとの良いおつきあい」

第35号[令和6(2024)年11月発行] : ロバート・キサラ監事のインタビュー、特集記事「とっておきの「幸せ」習慣」

第36号[令和7(2025)年3月発行] : 2025年度事業計画・収支予算、丸山悟評議員のインタビュー、特集記事「組織に響く「教養」の力」

② 年次報告書 (Annual Report)

令和6(2024)年8月に、令和5(2023)年度の事業ダイジェスト、退職資金交付事業、財務及び内部統制の概要を主要記事とした年次報告書(2023年度)を発行した。

(4) 活動、運営、財務等の情報公開

事業活動の状況、運営内容、財務資料等をWebサイトで公開した。

II 調査研究事業

退職金の適正な水準を確立することを目的として、維持会員の退職金制度等の実態調査を毎年度実施してきた(平成16(2004)年度から実施。回答率100%)。本年度においても実態調査を取りまとめ、「令和6(2024)年度退職金等に関する実態調査報告書」として令和7(2025)年1月31日に公開した。

III 掛金に対する国庫補助金の確保

文部科学省、日本私立大学団体連合会及び日本私立短期大学協会に当財団掛金にかかる補助について要望を行った(令和6(2024)年6月27日)。

IV その他法人運営等

1. 関係私学団体等との連携・意見交換

当財団の運営等について私大等関係団体、日本私立学校振興・共済事業団、文部科学省等との情報交換を行った。

2. 内部統制システムに関する体制の整備及び運用状況の概要

前年度と同様に、「内部統制システムに関する基本方針」(平成27(2015)年6月3日理事会決定)に基づき、各体制を整備し、必要な取組を実施した。

※ 参考：関連する主な法律

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第90条第4項第5号、同第5項

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第14条

(1) 確保及び整備した体制

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理に関する組織図)
 - ・ 交付事業リスク(維持会員の解散等による回収不能等の危険性)
 - ・ 市場リスク(金利等の相場変動による損失の危険性)
 - ・ 流動性リスク(市場の混乱等のため資金調達困難の危険性)
 - ・ システムリスク(コンピュータシステムの障害等による事業継続の危険性)

- ・業務リスク（業務の過程、役職員の活動又は災害などの外生的な事象による業務継続の危険性）

- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

（２）主な取組

- ① コンプライアンス委員会を４月と１０月に開催し、運用状況の確認及び検討事項について協議し、課題解決に取り組んだ。
- ② 個人情報管理委員会を４月、１０月及び１１月に開催し、退職資金申請システムの入替に伴う旧サーバ機のデータ消去方法について確認し取扱を決定した。
- ③ 維持会員資格の喪失予定会員等と適宜情報交換を行い、掛金や退職資金に係わる事項につき、その状況又は実績について報告書の提出を求めるなどの情報収集を行った。
- ④ 資産管理運用会議を１０回開催し、資産の健全性の維持向上及び資産運用の透明性を確保した。
- ⑤ 理事長会議、常務理事会議を定期的に開催し、理事長及び常務理事の職務執行を効率的に行う体制とした。
- ⑥ 会計監査人との意見交換を実施した。

V 人事・庶務関係

1. 役員（理事・監事）・評議員関係

（１）理事の辞任に伴う異動

辞任	荒川 一郎	前学習院大学学長	令和 6 (2024) 年 6 月 25 日
就任	浜本 隆之	東京理科大学理事長	令和 6 (2024) 年 6 月 25 日
就任	矢野 泉	広島修道大学学長	令和 6 (2024) 年 6 月 25 日

（任期：令和 7 (2025) 年 6 月に開催の定時評議員会の終結の時まで）

（２）監事の辞任等に伴う異動

辞任	藤田 利久	前埼玉純真短期大学学長	令和 6 (2024) 年 6 月 25 日
就任	村崎 文彦	村崎学園理事長	令和 6 (2024) 年 6 月 25 日
退任	大澤 英雄	前国土館理事長	令和 7 (2025) 年 2 月 16 日

（任期：令和 7 (2025) 年 6 月に開催の定時評議員会の終結の時まで）

（３）評議員の辞任に伴う異動

就任	石田 憲久	青森田中学園理事長	令和 6 (2024) 年 6 月 25 日
----	-------	-----------	------------------------

（任期：令和 7 (2025) 年 6 月に開催の定時評議員会の終結の時まで）

2. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

① 第35回理事会

日 時 : 令和6(2024)年6月4日(火) 午前10時～午前11時10分

場 所 : アルカディア市ヶ谷(私学会館) 妙高
(Web会議システム(Zoom)を併用して開催)

議 題 : 1. 令和5(2023)年度事業報告の承認について
2. 令和5(2023)年度決算の承認について
3. 退職資金交付業務方法書等の一部改正について
4. 教職員登録情報の確定事項の変更について
5. 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定について

報 告 : 1. 理事長及び常務理事の職務の執行状況の報告について
2. 新退職資金申請システムについて
3. 内閣府に対する事業報告等に係る定期提出書類について
4. 維持会員の状況について

② 第36回理事会

日 時 : 令和7(2025)年2月27日(木) 午前10時25分～午前11時35分

場 所 : アルカディア市ヶ谷(私学会館) 妙高
(Web会議システム(Zoom)を併用して開催)

議 題 : 1. 令和7(2025)年度事業計画書の承認について
2. 令和7(2025)年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みの承認について
3. 再加入する学校法人の加入金の免除について
4. 公益法人制度改革に伴う定款等の一部改正について
5. 給与規程の一部改正について
6. 育児・介護休業規程の一部改正について
7. 旅費規程の一部改正について
8. 事務局長等重要な職員の任免に関する承認について
9. 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定について

報 告 : 1. 理事長及び常務理事の職務の執行状況について
2. 新退職資金申請システムについて
3. 維持会員の状況について

(2) 評議員会

① 第29回評議員会

日 時 : 令和6(2024)年6月25日(火) 午後1時～午後2時5分

場 所 : アルカディア市ヶ谷(私学会館) 鳳凰東

(Web会議システム (Zoom) を併用して開催)

議 題 : 1. 令和5(2023)年度事業報告の承認について
2. 令和5(2023)年度決算の承認について
3. 評議員の選任について
4. 理事の選任について
5. 監事の選任について

報 告 : 1. 新退職資金申請システムについて
2. 内閣府に対する事業報告等に係る定期提出書類について
3. 退職資金交付業務方法書等の一部改正について
4. 教職員登録情報の確定事項の変更について
5. 維持会員の状況について

② 第30回評議員会

日 時 : 令和7(2025)年3月14日(金) 午後3時30分～午後4時30分

場 所 : アルカディア市ヶ谷(私学会館) 妙高

(Web会議システム (Zoom) を併用して開催)

議 題 : 1. 公益法人制度改革に伴う定款等の一部改正について
2. 旅費規程の一部改正について

報 告 : 1. 令和7(2025)年度事業計画書について
2. 令和7(2025)年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて
3. 再加入する学校法人の加入金の免除について
4. 公益法人制度改革に伴う諸規程の一部改正について
5. 給与規程の一部改正について
6. 育児・介護休業規程の一部改正について
7. 事務局長等重要な職員の任免に関する承認について
8. 新退職資金申請システムについて
9. 維持会員の状況について

3. 監事監査

(1) 令和5(2023)年度決算監事監査: 令和6(2024)年5月22日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)において、Web会議システム (Zoom) を併用し、令和5年度における事業報告及び決算並びに理事の職務執行状況の監査を受けた。

(2) 令和6(2024)年度中間監事監査：令和6(2024)年11月14日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)において、Web会議システム(Zoom)を併用し、
令和6年度における業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況の監査を受けた。

4. 役員・評議員・職員等の構成(令和7(2025)年3月31日現在) ※は常勤

(1) 理事長	廣瀬 克哉	前法政大学総長
(2) 常務理事	徳久 治彦 ※	
	守田 芳秋 ※	
(3) 理事	石渡 卓	神奈川大学理事長
	大野 博之	国際学院理事長
	坂根 康秀	山内学園理事長
	野田 賢治	浪商学園理事長
	浜本 隆之	東京理科大学理事長
	森 康俊	関西学院大学学長
	矢野 泉	広島修道大学学長
	村崎 文彦	村崎学園理事長
	ロバート・キサラ	南山大学学長
(5) 評議員	石田 憲久	青森田中学園理事長
	井尻 昭夫	吉備学園理事長
	加藤 真一	金城学園理事長
	木戸 能史	育英学院常務理事
	佐川 賢一	明治薬科大学理事長
	篠原 聡子	日本女子大学学長
	芝井 敬司	関西大学理事長
	高橋 裕子	津田塾大学学長
	中野 正明	京都華頂大学学長、華頂短期大学学長
	丸山 悟	日本福祉大学理事長
(6) 会計監査人	松本 香	
(7) 職員	10名	

VI 附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。

以上

※ 参考：関連する主な法律

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第90条第4項第5号、同第5項
(理事会の権限等)

第90条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 及び 3 略

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 ～ 四 略

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 略

5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 14 条
(理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制)

第 14 条 法第 90 条第 4 項第 5 号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 略

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。